

東武動物公園年間パスポートトッピー倶楽部会則

1. (名称)

本会は、東武動物公園年間パスポートトッピー倶楽部（以下本会）と称します。

2. (目的)

本会は、年間を通じて余暇を東武動物公園で快適に、また充実したレジャーライフをエンジョイしていただくとともに、緑や水とのふれあいにより、生活に健康的なよろこびを作り出すことを目的とします。

3. (事務局)

本会の事務局は東武動物公園内に置きます。

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀110番地

年間パスポートトッピー倶楽部事務局 電話番号 0480-93-1200

FAX番号 0480-92-2694

4. (会員)

(1) 本会の会員は次のとおりとします。

イ) ファミリー会員

代表者様と生計を同一にする配偶者・ご両親・お子様(3歳から中学3年生まで)及びお子様の祖父母、2名様以上が対象です。

ロ) 個人会員

おとな(中学生以上)、こども(3歳から小学6年生)1名様を対象です。

(2) 本会への入会はいつでもできます。

(3) 入会をするには、入会金を入会申込書に添えて納めていただきます。

(4) 会員には会員証を交付します。(記名本人・写真添付)

(5) 入会金は理由の如何にかかわらずお返しできません。

(6) 会員証の有効期限は入会の日より1ヶ年間で、期限外の使用はできません。

(7) 継続の場合、手続きは有効期限の3ヶ月前から期限日まで受付いたします。

(8) 会員証は他人に貸与、譲渡等はできません。

(9) 盗難・紛失時は、所定の手続きのうえ会員証を再発行いたします。ただし再発行手数料を申し受けます。

(10) 登録後の名義変更および追加はできません。

ただし、2歳児が3歳になり入会を希望する場合は追加できます。保護者の有効期限の残月数により割引制度があります。

(11) 会員証は本会則および別に定めた利用範囲以外の使用はできません。

(12) 特典として、当園で企画する会員向けイベントに参加することができます。

5. (施設の利用)

(1) 会員証の提示により入園、アトラクション、プール(夏期営業期間中)がご利用できます。

※会員証の提示がない場合は、理由の如何に関わらずご利用をお断りします。

※東武スーパープールでは、入れ墨・タトゥー(シール類、
ボディーアート等を含む)をされた方の入場はできません。



- (2) レストラン、スナック、売店、コインゲーム、コインマシン、ポニー乗馬コーナー、期間限定アトラクションおよびイベント等のご利用できません。
- (3) 各アトラクションには、安全のため、年齢・身長制限が明示されている場合がありますので、係員の指示に従ってください。また、障がいがある場合、その状態により利用制限があります。
- (4) 補修工事・天候等の理由で一部アトラクションを休止または中止することがあります。

6. (定休および臨時休園等)

(1) 別に定めるとおりです。

(2) 天候、災害、その他の理由で臨時休園、営業時間の変更(アトラクション、プールの営業中止を含む)をすることがあります。

7. (届出事項の変更)

住所等に変更があった場合は、速やかに事務局へご連絡をお願いいたします。

8. (会則の変更)

本会則を変更する必要があるときは、予告なしで変更する場合があります。

この場合会員には変更事項を通知いたします。

9. (会員資格の取消し)

本会則に違反した場合、または本会の秩序を著しく乱し、名誉を傷つけた場合、あるいは何らかの理由により、会員として不適当と判断された場合は、有効期限内であっても会員の資格を取消しさせていただくことがあります。

10. (付 則)

本会則に定めた以外の事態が生じた場合は、事務局で最良と判断した方法で処理いたします。

2017年3月1日改訂